

訓令番号	訓 令 名	所 管 名	公 布 年 月 日
訓令第1号	さいたま市副市長事務分担規程の一部を改正する訓令	総 務 課	令和元年6月28日

さいたま市訓令第1号

さいたま市副市長事務分担規程の一部を改正する訓令

さいたま市副市長事務分担規程（平成25年さいたま市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
(分担事務等) 第2条 副市長の分担する事務は、次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>副市長</th><th>担当事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td><u>阪口進一</u></td><td>[略]</td></tr></tbody></table> 2・3 [略]	副市長	担当事務	[略]		<u>阪口進一</u>	[略]	(分担事務等) 第2条 副市長の分担する事務は、次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>副市長</th><th>担当事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td><u>松本勝正</u></td><td>[略]</td></tr></tbody></table> 2・3 [略]	副市長	担当事務	[略]		<u>松本勝正</u>	[略]
副市長	担当事務												
[略]													
<u>阪口進一</u>	[略]												
副市長	担当事務												
[略]													
<u>松本勝正</u>	[略]												

附 則

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。